

利 用 者 の た め に

1 はじめに

この「平成29年産 特産果樹生産動態等調査」は、農林水産省生産局園芸作物課が果樹農業の振興に係る基礎資料として、都道府県が調査した結果を、北海道、内閣府沖縄総合事務局、各地方農政局を通じて取りまとめたものです。

したがって、本調査は、農林水産省統計部の調査とは手法・精度が異なり、当該調査の数値と整合しないため、取扱については注意願います。

特に、平成19年調査から、調査対象とする品種の対象栽培面積等を見直しているの
で、注意されたい。(別添 参考)

2 調査の目的

本調査は、都道府県において生産される多様な果樹について、品目、品種及び系統ごとの栽培面積、収穫量、出荷量、加工利用等の推移を明らかにし、産地の育成、近代的な生産出荷体制の確立、消費ニーズを踏まえた果実の安定供給、消費者への情報提供等、産地の状況に応じたきめ細かな果樹行政を推進していく上で必要不可欠な基礎的資料を得ることを目的としています。

3 調査上の定義

(1) 年産区分

果樹は、おおむね1年で1収穫期であることから、年産区分は、暦年を原則とし、出荷期間が2ヶ年にまたがるものについては、主たる収穫期間の属する年により区分しています。

(2) 栽培面積・普及面積

栽培面積・普及面積とは、集団又は散在にかかわらず栽培されている面積であり、このうち6に定める調査基準日（平成29年8月1日）における利用面積をいいます。

なお、ガラス室、ハウス等の施設の場合については、利用面積に、栽培に直接必要な樹間の通路等の空間地を含めます。

(3) 収穫量

収穫量とは、栽培し、収穫又は収納したものの重量をいいます。

(4) 出荷量

出荷量とは、収穫量のうち生食向け及び加工向けとして販売した量をいいます。従って、生産者が自家消費した量及び種子用又は飼料用として販売したものは含めていません。

(5) 加工向け及び干し柿仕向量

加工向け仕向量とは、加工場又は加工を目的とする業者に出荷した量及び加工されることを前提に出荷した量をいいます。この場合、冷凍用は加工向けに含めます。

なお、農家が自らジュース、ジャム、漬物等に加工し、その加工品（完製品であるか、半製品であるかを問いません。）を出荷する場合も加工向けとみなします。この場合には、その原料である果実の量を加工向け仕向量として計上します。

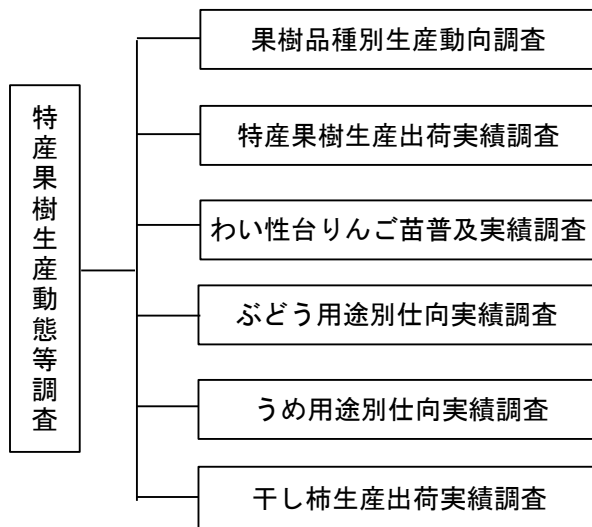
干し柿仕向量とは、干し柿を生産することを目的とした生果の重量をいいます。

(6) 主要産地

主要産地とは、調査対象品目、品種又は系統を栽培している都道府県内における収穫量上位3市町村とします。

4 調査の種類

調査の種類は、以下のとおりとします。



I 果樹品種別生産動向調査

この調査は、「作物統計調査」の調査対象品目（うんしゅうみかん、りんご、生食用ぶどう、なし、もも、すもも、おうとう、うめ、びわ、かき、くり、キウイフルーツ及びパインアップル）のうち、各都道府県内で1ヘクタール以上栽培されている品種の栽培面積の状況について取りまとめたものです。

II 特産果樹生産出荷実績調査

① この調査は、「作物統計調査」で調査している品目を除く果樹を対象とし、各都道府県内で50アール以上栽培され、かつ出荷実績のある品目の栽培面積、収穫量、出荷量等の状況について取りまとめたものです。

なお、プルーン及びネクタリンについては、「果樹生産出荷統計」では、それぞれ「すもも」と「もも」の内数として調査されています。

② 調査対象果樹は、都道府県別に調査可能な全ての果樹とします。

III わい性台りんご苗普及実績調査

この調査は、りんごの省力化栽培に必要なわい性台木の普及状況について、出荷量のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県を対象とし、果樹共済事業又は果実需給安定対策事業を実施する都道府県内で50アール以上栽培されているわい性台木系統についての普及面積を取りまとめたものです。

IV ぶどう用途別仕向実績調査

① この調査は、多様な用途に供されるぶどうについて、出荷量のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県を対象とし、果樹共済事業を実施する都道府県内で50アール以上栽培され、かつ、出荷実績のある品種について、加工に仕向けられた品種の栽培面積、収穫量、用途別出荷量等の状況を取りまとめたものです。

② 当該調査中、「生食用品種（加工兼用品種含む）」の中の数値については、以下の考え方で算出しています。

ア 「栽培面積」については、加工場又は加工を目的とする業者に出荷するために栽培した園地

イ 「収穫量」については、上記アの園地から収穫量された量

- ウ 「用途別仕向量」のうち「生食向け」については、加工場又は加工を目的とする業者に出荷するために栽培したものの、品質が高かったこと等により、収穫後に生食向けに出荷したものの量

V うめ用途別仕向実績調査

この調査は、出荷量のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県を対象とし、果樹共済事業を実施する都道府県内で50アール以上栽培され、かつ、出荷実績のある品種について、うめの利用形態である青梅、梅干・梅漬け、梅酒等飲料用への仕向量の現状と全国の動向を取りまとめたものです。

VI 干し柿生産出荷実績調査

この調査は、出荷量のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県を対象とし、果樹共済事業を実施する都道府県内で50アール以上栽培され、かつ、出荷実績のある品種について、かきの利用形態である干し柿への仕向量、干し柿生産量、出荷量の現状と全国の動向を取りまとめたものです。

5 調査対象地域

調査対象地域は、全都道府県です。

6 調査基準日

栽培面積に係る調査基準日は、平成29年8月1日とし、収穫量、出荷量、その他調査項目に係る調査基準日は、収穫又は出荷の終了時とします。

7 利用上の注意

本書の統計表中に使用した符号は、以下のとおりです。

「0.0」・・・単位に満たないもの

「…」・・・事実不詳又は調査を欠くもの

「空白」・・・該当がないもの

本調査に関する問い合わせ先

農林水産省生産局

園芸作物課

Tel 03 (3502) 8111

内線4793

03 (3502) 5957 (直通)

特産果樹生産動態等調査の主な変更点

1 調査対象品目等の見直し

(1) 調査対象品目の見直し

作物統計調査の調査対象品目の見直し（平成 19 年産から、なつみかん、はっさく、いよかん、ネーブルオレンジを削減）に伴い、果樹品種別生産動向調査と特産果樹生産出荷実績調査との間で品目の入れ替えを行う。

ア 果樹品種別生産動向調査（調査対象品目：作物統計調査の対象品目）
なつみかん、はっさく、いよかん、ネーブルオレンジを削除

イ 特産果樹生産出荷実績調査（調査対象品目：作物統計調査の対象品目以外の品目）
なつみかん、はっさく、いよかん、ネーブルオレンジを追加

(2) 調査対象品目の栽培面積基準（下限規定）等の見直し

調査対象の負担軽減の観点から、栽培面積基準の下限の引き上げ等を行い、主要な品目、品種等に重点化するとともに、最近の栽培動向を踏まえ品目、品種等の削除、追加を行う。

ア 果樹品種別生産動向調査
（旧）全国で 10ha 以上栽培されている品種
↓
（新）各都道府県で 1 ha 以上栽培されている品種

イ 特産果樹生産出荷実績調査
（旧）各都道府県で 10 a 以上栽培されている品目
↓
（新）各都道府県で 50 a 以上栽培され、かつ、出荷実績のある品目

ウ わい性台りんご苗普及実績調査
（旧）各都道府県で 10 a 以上栽培されているわい性台木系統
↓
（新）出荷量のおおむね 8 割を占める上位都道府県及び果樹共済事業又は果実需給安定対策事業を実施する都道府県で 50 a 以上栽培されているわい性台木系統

エ ぶどう用途別仕向実績調査

(旧) 各都道府県で 10 a 以上栽培されている品種



(新) 出荷量のおおむね 8 割を占める上位都道府県及び果樹共済事業を実施する都道府県で 50 a 以上栽培され、かつ、出荷実績のある品種

オ うめ用途別仕向実績調査

(旧) 各都道府県で 10 a 以上栽培されている品種



(新) 出荷量のおおむね 8 割を占める上位都道府県及び果樹共済事業を実施する都道府県で 50 a 以上栽培され、かつ、出荷実績のある品種

カ 干し柿用途別仕向実績調査

(旧) 各都道府県で 10 a 以上栽培されている品種



(新) 出荷量のおおむね 8 割を占める上位都道府県及び果樹共済事業を実施する都道府県で 50 a 以上栽培され、かつ、出荷実績のある品種

2 調査事項の見直し

一般的に供給される苗木は、近年、健全な母樹から採取・増殖させたものであり、ウイルスフリーが前提となっており、区分して把握する必要性が低下したことから、果樹品種別栽培動向等調査及び特産果樹生産出荷実績調査における「ウイルスフリー苗の普及面積」を削除する。

3 年次別データの取り扱い

年次別データにおける平成 11 年以前の数値は本調査とは異なる方式により調査を行っているため、参考値として収録したものであり、併せて注意されたい。